

令和6年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 4月25日（木）			
開 催 場 所	役場2階 第2会議室			
開 催 日 時	令和6年 4月25日 午後 1時 33分 開 会			
	令和6年 4月25日 午後 2時 09分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠席委員番号				
議事録署名委員	1 番	具志 俊仁	2 番	内間 正樹

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、1 番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員、2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 利用権設定農地の合意解約について
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 報告第 1 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の 推進状況その他事務の実施状況の公表について 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 3 号 非農地証明願いについて 議案第 4 号 農地法第 5 条許可の取消し願いについて 議案第 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 1 号から第 6 号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが 7 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 1 時 3 5 分 再開 午後 1 時 4 2 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、報告第 1 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局からの報告を求めます。
事 務 局		それでは私のほうから報告第 1 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を報告いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 （報告第 1 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」説明） 以上です。
議	長	以上、報告が終わりました。 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは私のほうから議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 4 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、5 ページから 7 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

		以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 8 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 9 ページから 10 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が2名、利用権の設定等をする者、貸付人が2名です。 設定筆数は計12筆、合計面積 30,405㎡。賃貸借が1件、使用貸借が1件となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明) 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 3 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 3 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 4 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 4 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」説明いたします。 お手元の資料 12 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 4 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」内容を説明)

		以上です。
議	長	ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第４号「農地法第５条許可の取消し願いについて」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４号「農地法第５条許可の取消し願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４号「農地法第５条許可の取消し願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第５号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第５号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について説明いたします。 お手元の資料　１３ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第５号「農地転用事業計画変更承認申請について」、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 5 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 6 年 4 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については可決決定いたします。 続きまして議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 6 号「農地法第 5 条の

[illegible]

[illegible]